

平成28年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	那波 哲也
教育文化部長	田中 幸治
会計管理者兼 会計課長	浅野 薫夫
総務課長	足立 篤隆
税務課長	森 泰人
福祉子ども課長	森 宏子
健康介護課長	今枝 貴子
建設課長	佐々木 正道
郡教委学校教育課長	森 透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島 直樹
書記	朝日 純子
主任	高野 泰嘉
主任技師	浅野 敦士

1. 議事日程（第3号）

平成28年6月15日（水曜日） 午前9時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第34号議案 専決処分の承認について
- 日程第3 第36号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について
- 日程第4 第37号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第5 第38号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第39号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第40号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 第41号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 第42号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 第43号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に続きまして、通告順により、順次質問を許します。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ひきこもり支援についてですが、昨年の12月県議会の一般質問で、日本共産党の中川ゆう子議員がひきこもり支援について、内閣府が平成22年に行った調査や秋田県藤里町の取り組みなどをもとに一般質問をされています。知事を初め、担当部署からの答弁は、必要性を受けとめてくださり、前向きな答弁であったと受けとめました。そして、6月2日付の岐阜新聞には、ひきこもりの対応拠点として県が岐阜市鷺山の県精神保健福祉センター内に開設されたとありました。ひきこもりの原因はさまざまと考えますが、本人は無論のこと、家族の皆さんの日々は大変だと思います。

私の周りでもひきこもりを見聞します。私の知り合いですが、御主人は退職され、御夫婦とも年金生活となられ、20代から引きこもられている息子さんとの暮らしの大変さや将来への不安などをお聞きしますと、本当にいたたまれません。

NHKのクローズアップ現代で取り上げられました「ひきこもりを地域の力に…秋田・藤里町の挑戦」では、藤里町の人口は3,800人で、65歳以上の高齢者は人口の4割を超えるという町だそうです。ひきこもり問題のきっかけは、高齢者の介護予防に参加していたお年寄りから介護福祉士に、家に引きこもっている若者がたくさんいるように思う、調べてほしいと相談されたことがきっかけだったということです。町内会や民生委員、PTAなどのネットワークを活用して情報を集める中で、ひきこもりの人数は100人以上になったそうです。この取り組みは、藤里町社会福祉協議会事務局長の菊池まゆみさんを中心に進められたようです。彼女は、ひきこもり状態の人は20人から30人ぐらいだろうと、精神疾患のある方々が本当に行き詰まっていらっしゃると考え、どんな悩みを抱えておられるのかカウンセリングを始められるつもりだったそうです。

訪問調査は3年に及んだそうです。その中で、ひきこもりの実態は、働きたいけれど働けない、働く場所を求めておられることに気づかれ、働くきっかけをつくる取り組みに方針を転換

され、失業者のための支援事業の一つであるホームヘルパー2級の資格を取ることのできる案内のチラシを引きこもっている家庭のポストに投函して回られたそうです。そのヘルパー2級を取るための研修会場には、引きこもっていた人たちが次々と姿をあらわしました。社会福祉協議会の事務局長の菊池さんは、ひきこもりへの考え方を、彼らは弱い人ではなく、多くは働く場所がないために家に引きこもらざるを得なかった人たちと認識を改められたそうです。そして、町役場の協力などを得て地域に働く場所をつくり、113人のうち50人以上が家を出て、そのうち36人が既に働き始めているということです。これは2010年のお話です。

そこで、町長にお尋ねします。

1つ目に、ひきこもり対策の必要性についてのお考えをお尋ねします。

2つ目に、現状調査を笠松町で行う気がないのか、お尋ねします。

3つ目に、ひきこもりの相談窓口の設置の必要性についてお尋ねします。

また、教育長さんには、小・中学校の不登校の現状と、どのような対応をされているのかお尋ねします。

2点目に、平成28年熊本地震について、今度のこの震災については平成28年熊本地震という命名になったそうですが、4月14日午後9時26分、震度7の地震から始まり、現在も余震が続いている熊本地震ですが、亡くなられた方々への深い哀悼の意とともに、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。また、復興のために頑張ってくださいている皆さんや住民の皆さんの御苦勞に思いをはせながら質問をさせていただきたいと思います。

地震の発生から、6月14日、きのうで2カ月になりました。ひとり暮らしや高齢者世帯、子育て世帯などの暮らしや住まいについて、どのように考えられているのだろうか、もし自分だったらどうするだろうと考えてしまいます。今はこのような大地震は来ませんようにと祈るばかりですが、国や自治体は3日分の食料と水を家庭で用意しておくように言っているが、熊本はこれまで地震が余りなく、個人で用意している人が少なかった。備蓄していても家が被災して持ち出せなかった人も多くいたとのことですが、避難所の備蓄とあわせて大切な心得だと思いました。熊本地震からの教訓や学ぶことについては、これから整理されて、報道されたり、国からの指針になったりして出てくるとはと思いますが、現在、町民としてお聞きしたいことなどをお尋ねしておきたいと思います。

まず1つ目は、益城町では役場の庁舎が使えなくなったのですが、笠松町の庁舎については耐震補強が終わったところですか。熊本地震ぐらいの震度には耐えられるでしょうか。

また、震源地であった益城町では、昭和56年5月31日以前の耐震基準の家屋も新しい基準の家屋も関係なく損壊している地域もあったが、総じて新しい基準の住宅ほど原形をとどめていたとお聞きします。笠松町の住宅の耐震を進めていただいていると思いますが、今日ではどのような状況なのかお尋ねします。

2つ目に、地域防災計画がホームページに掲載されていなかったのもので、住民が日常的に知ることができなかつたと言われます。そこで、笠松町のホームページを見ました。防災計画の内容は載っていましたが、計画そのものが載っていますので、住民が求めるのは自分たちの避難経路や避難場所、災害に当たっての注意事項などではないでしょうか。わかりやすく載せた住民の立場に立ったホームページが求められると思いますが、その工夫はできないものなのかお尋ねします。

3つ目に、災害時のコンビニとの連携を図ることについて、町長のお考えをお尋ねします。

4つ目に、全てを行政でやるのは陣容の点でも無理なので、民間や自治会などとすみ分けを図ることについてのお考えをお尋ねします。

5つ目に、罹災証明書の発行についてはN T T東日本がシステムを提供しているそうですが、当町はどのようになっているのかお尋ねします。

6つ目に、自治体間の災害時の応援協定について、現在は加茂郡白川町と埼玉県滑川町ですが、そのままがいいのか、検討するなどの必要はないのか、町長の見解をお尋ねいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、大きくひきこもり支援についての御質問の中で、この対策の必要性についての考え方はどうなのかという御質問であります。

厚生労働省では、このひきこもりの定義というのを、さまざまな要因の結果として、就学や就労や家庭外での交遊など、社会的参加を回避して、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態としておりますが、その要因というのは、学校や、あるいは社会や家庭、そしてまた対人関係の問題や、精神的ないろんな障害、また病気によるものなどがありますが、これははっきり原因が何だということはよくわかりません。

しかし、平成22年の内閣府の調査によりますと、全国でひきこもりが23万6,000人と言われ、また県内でも約1万人がこのひきこもりの状態と推計をされておる社会的な問題でもあります。ひきこもりとなると、孤立感が生じたり、自分に対する評価の低下や、鬱などの精神状態に影響して、やがて身体に悪影響を及ぼす問題でもあり、悪循環に陥りますから、本人にとっても大変大切な人生の中で大きな苦しみであると思われまふ。また、家族にとっても、御質問にあったように、見通しの立たない事態に大きな不安を抱いており、このように本人や家族にとっても、また社会にとっても大きな問題に発展をしていく可能性も出てまいります。そのように、申し上げた観点から、やはり議員の御指摘のひきこもりの対策ということは、これからの社会状況や、あるいは少子・高齢化の中において、大変重要な施策になってくるものと思っております。

ます。

そういうような中で、じゃあ笠松町において現状調査をすることにはならないのかという御質問であります、議員から御質問があった藤里町ですか、この取り組みというのは、これは大変すばらしいことだと思いますし、そういう成果があらわれてきたものだと思っております。また、単純に藤里町と笠松町を比べて、やはり行政単位の規模が違いますから、一層顔の見える地域である藤里町と私どもと同じ対応はどうかという問題もありますが、ひきこもりの特性がやはりさまざまな要因から起こることがあると思います。今、御質問にあったのは、やはり就労の問題が大きな問題で取り上げられておりましたが、いろんな要因から起こってくることや、プライバシーの問題があることや、また一過性の環境の選択という個人の自由から家にいるという問題やら、取り扱いは大変難しいのではないかという思いもあります。この藤里町のような規模で3年の歳月を要したということでもありますので、それを考えると直ちに同様な調査ができるかということは疑問ではありますが、これは考えなきゃならないことではあると思っております。

町では以前より、年2回の精神科医師による相談のほかに、こころの相談として、毎月精神保健福祉士によって巡回相談とか就労相談をやらせていただいたり、居場所づくりとなるグループワークを開催するとともに、電話などによって相談の受け付けもしており、それらの機会を利用して、今、ひきこもりの実態把握に努めているところであります。

このような中に、この6月から、御質問があったとおり、県がこのひきこもりの対応拠点として、県の精神保健福祉センターの中にひきこもりの地域支援センターというんですか、それを開設されましたので、この支援センターには保健師や、社会福祉士の2名をひきこもり支援コーディネーターとして配置をして、ひきこもりの当事者や、あるいは家族からの相談に応じたり、ハローワークや精神科医師などとも連携して、いわゆる社会生活での自立を支えていくということでやられているようであります。この支援センターでは、今後、精神科医や、関係機関と連絡会を開催されて、県内のひきこもりの実態調査を実施される予定であるようであります。

今後は、県が実施する実態調査について、情報収集するなど、県を初め、関係機関と連携を取り合いながら、実態把握を努めながらひきこもりの支援に結びつけていきたいと思っております。

その次に、ひきこもりの相談窓口の設置についての御質問であります、先ほども、今説明をさせていただきましたが、町では年2回の精神科医師による相談のほかに、こころの相談として毎月精神保健福祉士によって巡回相談と就労相談や、あるいは居場所づくりとなるグループワークを開催するとともに、電話などによる相談も受け付けております。

今後は、より一層、ひきこもりの当事者や、その家族が、どこに、誰に相談したらいいかを

知っていただくために、町の健康介護課の窓口や、あるいは県のひきこもり支援センターの紹介や、県が実施しているひきこもりグループミーティングについて、広報などでもこれは啓発を努めるとともに、県を初め、関係機関とも連携をとりながら支援に結びつけていきたいと考えております。

次に、熊本地震を受けての防災対策についての御質問であります。

笠松町の庁舎は、まず熊本地震ぐらいの震度に耐えられるかという御質問であります。この笠松町の庁舎は平成26年度において耐震補強工事を実施させていただいて、耐震補強後の建物の構造耐震指標、いわゆるR I s値と言われる数値は0.77から1.45となっております。この震度6から7程度の規模の地震に対するI s値の評価というのは、0.6以上で倒壊または崩壊する危険性が低いとされておりますから、建築基準法施行令によれば、この建物の部分的な損傷は生じるものの、いわゆる倒壊などの大きな損傷を防いで人命が失われないようにすることを耐震性能の目標としております。そういうようなときに、また避難場所として想定されている私どもの学校施設の耐震改修基準というのは、これはR I s値がおおむね0.7を超えることになっておりますが、役場庁舎はこれと同様ということになっております。

しかしながら、この頻発する震度7級の地震にいつまでも耐えられるかという課題については、これは想定を越えるところであり、その際には災害対策本部を役場以外の場所に設置をして対応に当たることになると考えております。

次に、住民の皆さんが求める避難経路や避難場所等、わかりやすくホームページに工夫したらどうかという御質問であります。現在、この笠松町のホームページにおいては、町の地域防災計画を初め、指定緊急避難場所・指定避難所の一覧や、住宅の耐震診断や耐震補強工事の助成など、その他の情報を掲載させていただいております。紙ベースになりますが、毎年9月に広報で防災特集を組んで防災意識の高揚を図りながら、笠松町防災ハンドブックとして保存版・携帯用で御利用いただけるようお届けをして、町民の皆さんにできる限りこれらのことを御理解いただき、防災や、あるいは減災に役立てていただけるよう努めております。

また、過去には、わが家の防災マニュアルを作成し、自主防災訓練時に配付をさせていただいたり、各自主防災会で安全に避難していただくためのコミュニティ安心マップを作成していただき、実際には避難訓練に活用していただいております。

今回の熊本地震における、テレビや新聞の報道によれば、これまで地震が起きない地域であるとされていたことが指摘されており、防災対策の上でこのことが何らかの影響を及ぼしたのではないかと切り口でありました。これらのことから、行政も住民の皆さんも常日ごろから地震に対する危機意識を持って対策を講じておくことが、被害を最小限にとどめることができるのではないかと考えております。そのために、議員御指摘のように、ホームページでの防災に対する情報提供をよりわかりやすく充実させることはもとより、町民の皆さんに向けて災害

に対する事前の備えや、発災時の対処法など、インターネットや広報に限らず、今すぐ活用でき、いざというときにも役立つ情報をわかりやすくまとめたパンフレットなども含めて、あらゆる媒体やあらゆる機会を通してこれからも必要な最新の防災関係情報を提供するとともに、皆さんに危機感を持っていただいて、各家庭における防災対策や、あるいは自主防災会の体制強化など、地域防災力の強化推進に努めていきたいと考えております。

そして、そういう中で、民間や自治会などのすみ分けについての御質問ではありますが、当然御承知のように自助・共助・公助という中で、いざ災害になると、議員の御指摘のとおり、全て公助で賄うのは不可能と言え、まず自助ありきで、足りないものは共助で補い、最終的な方法として公助があると考えております。

そのため、まず第1に、自助として平時からの身の安全の確保や、あるいは避難用の備えをして、最低3日分の水と食料を確保するなど、もう一度基本的な事項を再確認していただいて、災害が起きたときに避難の必要性があった場合には、それを持って避難することが大切です。状況によって備えを持ち出せないことも十分あり得ますので、そのために公助としてこの避難所に必要な物資が備蓄をされております。

次に、共助、つまり自主防災会の役割が重要となってまいります。笠松町の自主防災会協議会では、これは以前から毎年の防災訓練によって地域防災力の強化に努めていただいており、昨年度は各小学校区での避難所の運営訓練を実施するなど、共助による地域防災力の強化推進に努めてまいりました。そして、本年度においては、再び各自主防災会単位での防災訓練を実施することとなりますが、今回の熊本地震を受けて、特に地震対策に配慮し、各自主防災会においては、自助・共助の面でもう一度家具転倒防止補助器具の設置促進を進めていただくとともに、避難所運営訓練や、あるいは単位自主防災会独自の訓練を加えていただき、防災力の向上を目指すこととしております。

なお、今回の熊本地震で活躍された民間ボランティア団体等につきましては、特に避難所などへの非常用物資の供給面での機動力を発揮されており、こうした方々のお力をおかりしてネットワークを活用することも災害対策本部として念頭に入れ、対策に盛り込んでいくことも有効であると考えております。

また、そういう中で、非常時のコンビニとの連携や、あるいは自治体間の災害時の応援協定についての考え方の御指摘がございました。災害時の応援協定につきましては、これまでも他の地方自治体を含め、さまざまな企業や各種の団体との協定を進め、災害時の防災体制の強化を図ってまいりました。例えば、ピアゴの笠松店や、ドラッグユタカや株式会社バローと生活物資の供給及び調達の協定を締結しております。また自治体間の災害時の応援協定については、御承知のように白川町と滑川町の両町と覚書を交わしております。

他のところともいろいろ考えて進めていくことは大事だと思いますが、ただいろんな考え方

の中で、私が前から考えているのは、やはり同時災害があるような地域ではだめですので、一番考えられるのは、トライアングルのような形になるような地域との対応というのが大事ではないかと思えます。私どもに今ないのは、日本海側の県との防災協定を結んだところがありませんので、日本海側と太平洋側の私どもと、そしてまた関東地域の滑川町と、この3つのトライアングルが一つの基本として考えることではないかと思っております。そういうことも考えていろいろ行動はしたんですが、まだ残念ながら1つのところとは成立しておりませんので、時期を見て、またこのことも早く対応できればと思っております。

そういうことと同時に、コンビニエンスストアとの連携につきましては、これまでコンビニが本来商品の在庫は余り抱えていないことや、あるいは帰宅困難者などの特にトイレの提供については有効とされてはおりますが、断水等になると結局使用ができないということから、まだ提携にまでは至っておりませんでした。しかしながら、笠松町には11店舗のコンビニエンスストアがあり、町内各地域にできており、これらの流通機能を活用することや、あるいは今申し上げたトイレの確保の重要性もあって、これは再検討しなければならないことと考えております。

また、この自治体間の災害応援協定も、今申し上げたとおり、有事の際には大変大切なことであると考えておりますので、それも今順次検討し、進めさせていただいております。

いずれにいたしましても、熊本地震を教訓に、各種の課題を整理し、自助・共助・公助のあらゆる面で地域の防災体制の強化を進めていかなければならないと思っております。

次に、罹災証明書の発行について、笠松町はどのようになっているかとの御質問であります。笠松町における罹災証明書の発行については、平成23年7月より被災者支援システムを導入し、災害時の被災者の支援に速やかに対応できる配慮をしております。この被災者支援システムというのは、財団法人の地方自治情報センターが開発をして無償提供されたものであります。

このシステムの特徴としては、これは阪神大震災の実体験を踏まえて実際の業務に必要なシステムを搭載しており、被災者の情報を管理する被災者台帳や被害を受けた家屋の情報を管理する被災家屋台帳の2つのシステムで構成をされておいて、被災者の状況や家屋被害の状況を管理するものであります。

現在、このシステムはクライアントサーバーシステムで運用することになっており、住民課にサーバーを置き、総務課防災担当と住民課でこのクライアントとしてのイントラネットパソコンで利用することができることとなっております。

なお、このシステムをインストールできる台数というのは、自由であるために、いわゆる災害時には状況に応じて台数をふやすこともできる上、必要に応じて岐阜県の市町村行政情報センターからパソコンにシステムをインストールし、そしてデータのセットアップを行い、利用

可能な状況で提供を受けることもできるようになっております。

○議長（岡田文雄君） 官脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員御質問のひきこもり支援について、現状調査の中で、小・中学生の不登校の現状と、それにどのような対応をしているかという御質問だったと思います。

幸いにも、現在小・中学生でひきこもりの状況である児童・生徒は一人もおりません。学校に登校できなくなるのではないかという心配がある児童・生徒は、ケース検討会議を学校や保護者だけではなくて、医師、スクールカウンセラー、民生児童委員さんなどの参加を得て開催し、その後に改めて保護者、スマイル笠松、学校が連携を図って、本人の不登校傾向の原因や解決のための段階を踏まえた丁寧な指導に心がけ、どこまでも本人に寄り添う援助をしております。

本年度、不登校傾向を持つ児童・生徒の実態につきましては、全欠席の児童・生徒、4月は小・中学校ともゼロでございます。5月は小・中各1名ずつ、それから県の不登校数として報告する基準になっております月7日以上欠席児童・生徒につきましては、4月は小学校3人、中学校4人、5月におきましては小学校3人、中学校9人でございます。

スマイル笠松では、不登校傾向にある児童・生徒に対して、学校と連携して登校ができるまで丁寧に本人に寄り添い、登校できるように支援をしております。この中の具体例として、小学校の本年度やや閉じこもりや全欠席傾向を持っていた児童の対応でございますが、家庭訪問をして登校できないことを共感的に受けとめて、きちんとカウンセリングを続ける。それから家庭まで迎えに行き、町バスで一緒にスマイルまで登校できる状況を繰り返して、帰りも同様に自宅まで送り届けます。かわりの車を持って行って支援員がまたスマイルまで戻るといふ、そういう体制でございます。自力でのスマイル登校を促して、その本人の意思を認める。それから、スマイルで本人の学習意欲を高め、取り組める教科から学習を進め、一緒に学んで達成感を味わわせるようにする。それから、本人の自立の状況を見て、学校への登校を促すと、こういった丁寧な段階を踏んだ指導に努めております。

いずれにしても、子供の状況について、居どころがわからないとか子供に会えない状況にならないよう、早期の対応に努めているところでございます。

不登校傾向にあっても、大半の生徒は高等学校卒業資格を得たいと、こういった希望を持っております。したがって、中学校では卒業証書を渡して終わるのではなくて、一人一人が自分に合った高等学校が選択できるまで丁寧に指導しております。

多くの生徒は、鶉にあります華陽フロンティア高等学校に進学をしております。ここは、午前・午後という組み合わせ、それから午後・夜間という組み合わせ、その組み合わせ履修で3年間で卒業する課程というのが2コース設けられております。それから午前だけ、午後だけ、夜間だけ、その時間に通って4年間で卒業できるコースを設けております。さらに、通信制の

課程も設けておまして、不登校傾向にある生徒が、本人が就学できるようなコースというものを選択できるように準備をして、多くの生徒はこの華陽フロンティア高校に通っているというのが実態でございます。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 建設課からは、笠松町の住宅耐震化はどのような状況かについてお答えいたします。

旧基準の木造住宅の耐震補強工事に対する助成は平成18年度より実施しており、平成27年度までに26件の方が助成制度を利用し、耐震補強を完了しております。

なお、笠松町における住宅の耐震化の現状については、平成25年住宅・土地統計調査をもとにした数値が平成27年2月に国土交通省より発表されておまして、笠松町内の住宅総数約8,340戸のうち約6,110戸の、割合でいきますと73%が耐震化されている住宅と推計されております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な説明をありがとうございました。

それでは、順番をお願いをしていきたいと思えます。

まず、ひきこもりについては、町長さんが詳しく言ってくださいましたように、充実の方向に向けていくと思えますし、いろいろと笠松町なりの工夫をされていることもたくさんお聞きし、安心もしております。なかなかこじれてくるというか、ひきこもりの年数がたつにしたがって、初めのうちは親御さんも精神科を初めいろんな対応をし、そしてどうにもならなくなって私の知り合いは今日に至って、働き続けてきたお父さんからは、本当に息子と2人でおると殺してしまいそうなのでということで、そういうことも考えられるなあということも私たちも考えるんですが、何ともしてあげられなくて。そのときに私は、やっぱり親御さん同士のそうした経験やその解決の窓口を見つけていけるような機会をつくっていただくことも大事だと思うし、またそういうひきこもりの人たち同士の中でも連絡が取り合えて何かの励みになっていく、そして藤里町のように働く場が町の中で提供されて、そしてその人たちが主人公になっていく、そんな場ができたらいいなあということは思うんですが、それだけに単純に福祉の部門だけとか、それから精神衛生の問題だけではなくて、いろんな課が、それこそ商工会も含め、何とかこの人たちが社会に役立つ人たちにしていくための努力をしていかなければならないのだなあと思えました。

特に、私が33年前に議員になったすぐに、あるおじいさんから、孫が学校に行かなくなる、高校になって行かなくなると御案内されて、そのお子さんと話をしたりしました。その当時には本当に、中学校までは、義務教育の間は先生に頼ったり窓口があるんだけど、一旦高

校以上、それこそ社会人になって、そうしたときの相談の窓口が欲しいということを常に思っておりましたら、今回こうしたひきこもりのきっかけとNHKのこともありましたし、そして先ほどの人数からいっても大きな社会問題だと思うので、今になってやっとそこまでになってきたのかなあというふうにも思いますし、私もこんな機会に質問ができてよかったなあと思います。どうぞこれを充実させていく方向でぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、小・中学校の取り組みの点では、私も町民バスに乗りますと、スマイルへバスからおりて元気に行かれる方を見かけたり、反対に乗り込まれるところも見かけたりし、このことが、今、教育長さんの説明された中身であったんだなあということを思いました。本当にどうぞこれからも寄り添ってあげていただきたいと思います。

ことしの岐阜県の母親大会の中での講演で、講師の方が、困った人、困った子供と見るのか、困っている人、子供、生徒としてみるのか、そこからも違ってくるというふうに言われました。本当に子供に寄り添い、その困っている人に寄り添うということでいえば、困ったという見方はまずいなあということを肝に銘じてきましたけれども、その観点を貫いていただけたらありがたいと思います。

それから、ひきこもりについては、県と総合して、より豊かになるように進めていただきたいと思いますし、これからの中で気がついたことがあったらまた提起していきたいと思いますのでよろしく願いします。

次に、熊本地震の関係ですが、笠松町の耐震化の評価でいえば、私はこの73%というのは進んでいるほうかなあと、熊本の関係からいきましても思いますけれども、本当にその地震によって家屋の問題で死者を出さない、そういう意気込みでいきますと、一番私たち以上の年齢だったり、ひとり暮らしの方であったり、それからひとり親であったり、高齢者同士であったり、こうしたところに対しては本当にこんな地震が起きてからではどうにもなりません、その命を救うという点で、今の住宅対策の中で耐震のために、例えばベッドだけとか、それから家の中の1部屋だけを耐震化する、そういう事業も進められているように思います。その点で笠松に適用できていないかどうか、そしてそれが適用できたらぜひ皆さんにも知らせ、今それこそみんな大変だなあと思っているところですので、そんな形で財政問題なども含めて救えたらなあと思うんですが、そういう対策が具体的にあれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） ただいまお聞きになられた1部屋だけとか、そういうことは現在はございません。今後ちょっとそれはどうしていくかということは考えなければいけないと思いますけど、今現在の耐震補強の工事の制度について御説明させていただきます。

旧基準の昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震補強工事については、費用の一部を助成しており、補助割合といたしましては国が11.5%、県が25%、町が25%で、助成限度額がありまして、上部構造評点を1.0以上に補強する工事につきましては101万1,000円、上部構造評点を0.7以上に補強することにつきましては84万円となっております。

以上でございます。お願いします。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） その後、ベッドだけとか、そういうのもあると聞いておりますが、調査をしていただきたいと思います。それが笠松町に適用できるかどうかはわかりませんが、そういう形ででも潰れないために、夜中のこともあればと思いますので、そしてぜひそのことは町民に知らせてほしいと思いますが、調査をしていただくことについてはいいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員が言われた、これは僕も前からそれは感じているんですが、いわゆるシェルター補強、耐震補強というのはやっぱり大きなお金がかかる、家そのものの補強、今言われた高齢者一人の方のお住まいの中で、そんなような大きな財政的な出動というのは難しい部分がいっぱいあります。たしか何かニュースを見た覚えがありますが、シェルター補強が、簡単にやればそういう部屋だけでも潰れずに済むという補強もあることですので、よくもう一回調査したいと思います。まだ国や公共的な補助というのはなされていないと思いますけど、それはやっぱりこれからの流れとして出てくると思いますから、いろいろ調査をしながら、そういうことも考えて耐震の一つの方法として私どもも真剣に考えていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） それが本当に笠松町の残り27%の大切な命に係る問題ですので、ぜひ研究をしてほしいし、国・県の補助がなくても笠松町でできないかどうか、本当に年金暮らしにとっては切実な思いですので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、行政で全てのことがこうした災害になったときにやれないという問題の一つに、まず町の職員の定数と、それから正雇用と臨時の方との割合というのは大きく左右されてくるように私は思いましたが、その点での職員は、現在正雇用と臨時の職員の割合はどのようになっているのでしょうか。

それからもう1つ、町長さんが防災の担当の者がとおっしゃいましたが、この防災担当の方たちの仕事の中に常に、今は熊本、かつて東日本、いろいろありましたが、要するに日常的にこの防災班の人たちはそうした中の動きも含めて抽出し、住民のために対策を立てていくとい

う日常からの考えを持って防災担当として行われるような任務になっているのかどうなのか、その2つをお尋ねします。

○議長（岡田文雄君） ちょっとその前に、時間が6分ぐらいちょっととまっていたので、実質あと9分あるかないかですのでよろしくをお願いします。

岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、細かい数字につきましては、ごめんなさい、今資料のほうの手持ちがございませんので。一般職と臨時職員との割合ですが、臨時職員につきましては本当に時間的な、一時的なものとか、登録しておりますけれども毎日のように常時勤めてみえない、シフトを組んでという方も見えます。例えば放課後児童クラブとか給食センターの調理員さんも含められるかもしれませんが、40名ぐらいにはなると思いますので、それでいくと3分の1ぐらいは臨時さんが見えるという話になります。ただ実際その対策本部で職員として稼働する者というのは一般職で考えておりますので、職員127名ほどということで副町長が補正予算のときにお話ししておると思いますけれども、そういった者が対応に当たるというふうに計画をされております。

地域防災計画の中で細かいことは決められておりますけれども、それとは別に、さらに踏み込んだマニュアルというのをつくってございまして、職員の対応のマニュアルというのがあります。その中でいろいろどういった役割を果たすかという話になってきまして、いざ有事の際には職員が全てそれぞれの役割を担って対応に当たるということになりますから、防災の担当者だけが担うわけではございません。ただ日常時におきましていろんな企画・計画を見直しをしたりとか、あるいは自主防災会のこれからの強化に対するいろんな取り組みについて御提案をさせていただいたりとか、そういった面でスタッフが専属で当たっております。その中には当然総務課の上司といたしますか、その上席に当たる者も加わりますし、場合に応じては講習会・研修会とかいろんな面で他の総務課職員も応援に当たりますので、今のところは、それはもちろんどんどんその体制強化ができればそれがいいんですけども、現状体制で何とかやっていけるのではないかとこのように考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

今度の熊本地震を通して、これから進む高齢化社会とあわせて、また私も足を手術した結果などからしましても、どうしてもこれからは洋式のトイレをたくさん用意してもらうことがとても大切だと思っておりますので、備品の中にそうしたものを加えていただけることを特にお願いしたいと思います。

それから、今度の罹災証明書との関係で、家屋調査士のような専門な方は笠松町にはいらっ

しゃるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 5分前です。

岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） お答えします。

ちょっと申しわけございません、ちょっと正式名称を忘れてはいたけれども、家屋の診断士、耐震の状況ですね、この診断士の講習を受けた者は数名おりますし、これからそういった資格の者を、研修受講を進めて数をふやしていきたいという考えでおります。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） それから、罹災証明書を発行するに当たって、町として条例とかそういうものの制定は必要のないものなんでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 失礼します。

条例というくりではないと思います。もう既に罹災証明書を必要に応じて出さなければならぬということとは現実問題ございますので、ある一定のルールのもとで、罹災の状況をいかに正確に幾つか把握して、それが証明できるかということが問題になります。その判定基準というのはもう少し精度を高めなければならないかなあとと思いますけれども、その証明を出す上において条例規定しなければならないというものではないかと。ちょっともう一度確認が必要かと思っておりますけれども、そういった面では。でも、現状、必要に応じ、出す場合がございますので、今、別にそれに対して条例があるわけではございません。ごめんなさい、今この場での見解としては必要はないと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 時間になりましたので、長野議員の一般質問、最後。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

罹災証明についてはニュースの中で準備をされていないことによるおくれがあったような話がありまして、それにはそうした協議を経て罹災証明書がつくられていくような動きだと感じ取りましたので、どうなるのかも含めて心配のない、いつ来ても、来てほしくはないですけども、ぜひいろいろ考えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 尾関俊治議員。

○3番(尾関俊治君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、子供の脊柱側弯症についての質問をさせていただきます。

この病気は、脊柱、つまり背骨がねじれを伴って側方に曲がってくる病気です。側弯はいろいろな原因で起こりますが、最も多いのは、特に小学校高学年から中学生にかけての子供に見られる原因不明の特発性側弯症です。側弯症は、一般に痛みなどの自覚症状がないため、本人は気づかず、家族や友人に両肩の高さの違いを指摘されたり、あるいは学校健診の際に発見されることが多いようです。特に、特発性側弯症は、重症になると心臓や肺が圧迫され、さまざまな障害が起こり、治療も面倒なものになるので、学校や家族が子供の体形にふだんから気をつけ、少しでも早く異常を発見することが大切です。そのためには、学校での健康診断が有効となります。

そこで、1つ目の質問ですが、脊柱側弯症の本町での健康診断の実施状況と内容についてお聞かせください。

2つ目の質問ですが、児童・生徒の患者の推移についてお聞かせください。

3つ目の質問ですが、脊柱側弯症と診断された子供たちへの対応についてお聞かせください。次に、ホースセラピー導入についての質問をさせていただきます。

ホースセラピーとは、乗馬を通じて、あるいは馬の手入れ、馬の飼養管理、厩舎の管理、馬の観察などを通じて障害者の精神機能と運動機能を向上させ、社会復帰を早めるリハビリテーションの方法の一つで、正式名称をホース・アシステッドセラピーといいます。

医療面で犬や猫によるセラピー効果が認められているのは、現在のところ、心理面と、その波及効果としての生理面に限られています。ところが、ホースセラピーの場合は、医療、教育、スポーツの3つの要素をあわせ持ち、しかも心身両面への直接的セラピー効果が認められていると言われています。

馬に乗り、ただ歩くだけで、その高さやぬくもり、振動やリズムが脳を刺激し、日常使わない筋肉や神経を使うマッサージ効果があります。そして、馬に乗ってバランスをとることにより、背筋、腹筋を中心に筋力強化、腰痛の予防、バランス感覚の改善に効果があります。常歩騎乗では、バランスのとれた有酸素運動になります。乗馬のリズムは、特別な技術を必要としなくても、馬にまたがっているだけで足や膝に負担をかけずに運動効果が得られることから、ダイエットや病気療養のリハビリ用として、近年では糖尿病の運動療法にも用いられています。

いいことばかり言いましたが、ホースセラピー導入における問題点もあります。安全性の確保、馬の確保、馬の訓練場所の確保、ホースセラピーを行うため、馬の世話ができる理学療法士の育成、ホースセラピーを安全かつ効果的に行うため、馬、医療、教育の専門家の確保等が

あります。

そこで1つ目の質問ですが、今、私の考えている利点と問題点を言いましたが、町の考える利点と問題点があればお聞かせください。

2つ目の質問ですが、このことを踏まえて、本町でホースセラピー導入の考えはあるのかお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、私からはホースセラピーの導入についてのお答えをしたいと思います。

今、議員からはホースセラピーの問題について細かく、また利点や問題点等も御質問をいただいたとおりでありますが、そういうふうにお示しいただいたとおり、このホースセラピーの利点としては、個人に対する生理的な効果や心理的な効果、そしてまた身体的な効果というのはあると思います。また、問題点としても、御指摘いただいたように、馬の確保とか、あるいは訓練所の確保や馬の世話ができる理学療法士等の確保、医療面や専門スタッフの確保など、いろんなやはり基盤整備が必要であることは言うまでもありません。

それ以外に町が考える利点と問題点としては、まずホースセラピーのそれぞれの効果を活用して、町民の皆さんの健康増進や、障害者や高齢者のリハビリテーション、青少年の健全育成、そしてまた馬を見るとか、馬と触れ合えるという癒やしの効果というのは、やはり人が集まり、町にとっても活性化につながるものであると思っております。問題点としては、やはり議員の言われるとおり、環境のまず整備がありますので、環境を整えるためには、財政的な問題も出てまいりますから、そういうことも踏まえて考えていかなければならない多くの問題点があると思っております。

そして、そういう問題点がある中で、笠松町でそういうホースセラピーの導入というのは考えられないのかという御質問であります。この導入に当たりましては、今言いましたいろんな問題点を上げさせていただきましたが、そういう問題点を見ながら、町にはやはり競馬場という一つの環境もありますし、いつでも馬を見ることができますし、また御承知のように平成21年に笠松町ではリバーサイドタウン計画を掲げさせていただいた中で、馬と木曾川の河川空間の景観を利用した対応というのがこのリバーサイドタウン計画の中でありました。私も、その放牧場等の対応に対しては一生懸命努力をしてやらせていただきました。その中で、これもまた河川敷の利用のいろんな問題点もありましたが、ようやくある意味でめどがつくような流れも感じられましたので、このことだけは私はしっかりリバーサイドタウン計画の最後の一つの目玉として進めていきたいと思っております。

そういうことを検討しながら、そういう一歩、第1の段階で放牧場等の施設も利用しながら、

今度はそれがホースセラピーに結びつくような対応ができれば一番いいのではないかと思いますし、いろんな環境を見てみても、岐阜県でやはりここが一番それにふさわしい環境であり、しかも前の議員にお答えしたように、交通の結節点にもなることから人が集まりやすい部分があるんですね。特に名古屋圏からはやっぱり手軽に来られる距離でもありますから、そういう目玉をしっかり対応することによって、まちづくりや、あるいは人の交流の場になってくる大きな要素を持っていますから、前向きにまた進めていきたいなあと考えております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 1番目の御質問、子供の脊柱側弯症についてお答えをいたします。

まず一番初めの、本町での健康診断の実施状況と内容についてという御質問でございますが、昨年度までの内科検診の中で脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無について、診ていただいたところでございますが、平成28年4月1日から施行されました学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令によりまして、四肢の状況、両手足の状況が検査項目に追加され、「四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する」と改正されました。これに基づきまして、手足の状況を含め、より丁寧に幅広く診るように、学校において運動器検診を実施することになりました。この運動器検診は、議員御指摘の脊柱側弯症や肘の障害等の9項目を診るものでございまして、小学校5年生と中学校1年生で詳しく実施をしております。

脊柱側弯症にかかわっては、きちんと立ったときの左右の肩の高さ、それからウエストラインや肩甲骨の位置、こういう状況であるかないかということですが、それからおじぎをしたときのこういう右左の肩のずれ、こういったものを診ていただいております。

それから、2つ目の患者数についてという御質問でございますが、運動器検診はこの4月から実施された検診でございます。昨年度までは内科検診の状況でございますけれども、過去3年間を調べましたが、該当する児童・生徒はございませんでした。本年度の内科検診では、保護者の問診票を踏まえ、脊柱側弯にかかわり、専門医に診ていただいたほうがいいと助言を受けた児童は5名ございます。

この脊柱側弯症と診断された子供たちへの対応についてでございます。運動器検診の精査の必要があると診断された児童・生徒につきましては、整形外科医に診ていただくようにお知らせの文書を保護者にお渡しをさせていただきます。また、それを持って専門医に診ていただいたその結果の報告も、保護者を通して学校に届くようになっております。脊柱側弯症であると診断された場合は、専門医の助言をもとに、保護者と懇談をしながら学校生活の配慮についての共通理解を図ってまいりたいと考えています。

いずれにしても、児童・生徒が不安なく学校生活を送ることができるよう努めたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 3番 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 丁寧な、前向きな答弁ありがとうございました。

ちょっと前後して申しわけありません。まず初めに、ホースセラピーの導入についてですけれども、先ほど本当に町長に前向きな答弁をいただきまして、こういったリバーサイドの創出ですね、馬と触れ合える場の創出について考えていただけるということであり、ホースセラピーについても前向きに検討していただけるということだったんですが、これは例えば具体的な時期というのは、もしわかるのであれば教えていただきたいと思うんですけれども、よろしいですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 具体的な時期というのは今言うことはできないですが、今申し上げたように、全ての基盤整備の対応を考えられてからでないといけない問題であります。その前に、我々は一步を踏み出すために、いわゆるリバーサイドタウン計画で計画していた馬の放牧場なり広場によって馬と親しむスペースをつくることによって、そういうホースセラピーの一步前の段階での馬との触れ合いで癒やしの部分があれば、多くの皆さんにやっぱり今度一步出たホースセラピーでの対応というのはできるんじゃないかと思えますから、まずその一步前の段階を早く進めるように努力をしていきたいと思っております。

ホースセラピーの感覚というのは、今、いわゆるいろんなところでは、確かに障害者乗馬ということで、そういう方に対してやってみえるところはもう事実あるんですね。それは、ホースセラピーそのものではないんですけど、そういう中でやってみえるところもある。これは、やっぱり多くの皆さんに共感を得てやってみえるところもあります。一步一步そういうことも研究しながら進めていきたいと思えますから、そういう点では御提言いただいた内容については前向きに考えていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

当然、今年度、すぐに実現というわけにはいかないと思えますので、例えばまずホースセラピー関連の講演会等をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 将来、そういう構想で考えていく中で、多分住民の皆さんは馬との触れ合いや馬とのことはよくわかると思えますが、いわゆるホースセラピーまでいくことは、まだやっぱり理解していただけない部分があります。これはある意味で大きな意味があると思えますから、そういう環境やそういう場所をいろいろ考えて、ホースセラピーについてみんなで理解や考えてみましょうよという機会というのは、これは大事だと思います。そういうことも踏

まえて、一步進んで研究をしていきたいと思っています。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 前向きな答弁ありがとうございます。

例えば講演会をすることによって、やっぱりそのホースセラピーのすばらしさというのを町内外に周知することができると思います。まずはこういった講演会等を実現していただくと私はいいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、全国で例えばホースセラピーを導入している市町村があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろいろ調べたり聞いている中であるのは、福岡県がこのいわゆるホースセラピーによる障がい者らの社会適応能力向上のためにそういう施設を動かしている。これは福岡県がやっているんじゃなくて、福岡県が福岡県の馬術連盟に委託をして、その馬術連盟がそういうことをしているということがあります。まだそのほかに、山形や東京や、そして山梨等に、そこまではいかないんですが、そういうのに似た乗馬で進めている施設があるようがあります。これはNPOや社会福祉法人やいろんなところがやっているようでありますから、そういうこともこれからどんどん研究して、いろんなことをやっぱり吸収していきたいなあとと思っています。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） そうですね、やはり例えば笠松町単独でこういったホースセラピーの導入をしていくというのは、全国的に見ても市町村がやっているというのはなかなか難しいということが先ほどの答弁でわかります。ですので、例えばやはり町単独では難しいということだと思いますので、松波総合病院とのタイアップで考えるのもいいかと思えますけれども、そのことはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ホースセラピーという限り、やっぱり医療的な措置も必要でありますし、リハビリの部分もありますし、理学療法士の皆さんの力もかりなきやできないことであります。当然そういうような資源がある松波総合病院さんというのは、この笠松町にとってもやっぱり近いところありますから、こういう事業に一番理解いただけるのではないかと思いますし、そもそもこのホースセラピーのこういう理念や考え方自身は、いわゆる松波総合病院の理事長のいろんな御指導や提言もあって我々も勉強し出したこともありますので、当然そういう状況になれば、私どもはよく御相談して提携をしながらこの事業ができるように進めていきたい。

もちろん、松波総合病院さんだけでなく、羽島郡の医師会の皆さんのいろんな理解もいただいてやらなきゃならないことが多いと思いますから、そういうことも踏まえて進めていきたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。本当に前向きな答弁でうれしく思います。

今回の質問は、先ほどの答弁でもあったんですけども、私も平成21年に策定したリバーサイドタウンかさまつ計画の構想の中にそういったホースセラピーの導入を考えたからです。町としては、まずは馬との触れ合いということのをホースセラピーの導入の第一歩として考えていらっしゃるということで、そこからさらに発展していただいて、ホースセラピーの導入に向けて動いていただくと、やはり特色ある町の創出につながっていくと考えられますので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。

それでは続きまして、子供の脊柱側弯症についてですが、実施が小学校5年生と中学校1年生で実施されているとの答弁をいただいたんですけども、これには理由があるのかどうか、この学年が限定されているというのは理由があるのであればお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） これは、先ほど議員も御発言なされたように、小学校高学年から中学生に向けて突発性の発症をすると、こういった傾向があることから、小学校の高学年として5年生、それから中学校の1年生という学年に限って、特別に御家庭に問診票を届けて、それをもとにして検診をしていただくようにしたものでございます。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

問診票を届けてと言われたんですけども、これは小学校5年生と中学校1年生だけなのか、全学年なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 指示されています小学校5年生と中学校1年生は問診票、つまり運動器検診用に問診を御家庭へ投げるものでございますが、小学校1年生から中学校の3年生までは問診票ではなくて、保健調査票というのがあるんですが、この保健調査票というのは全学年に配って、そして検診を受ける前に御家庭のほうできちんとお子さんの実態について確認をしていただくことになりまして、この脊柱側弯症に関しても新しく一番最後のページに整形外科の項目を加えさせてもらいました。そして、各学年、1年生から6年生まで、5年生は問診票で回答をいただきますが、あとはこれで回答をいただくことになっておりまして、全ての学年で

とりあえず問診をいただくというふうにしております。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

問診票で全学年の状況はわかるということとの答弁でした。というのも、やはり本人や家族ではこれになかなか気づかない、もしかしたら気づかないことが多いのではないかと思うんです。脊柱側弯症と診断されてから、やはり早期の治療というのが必要ですので、これを全学年で実施するべきでないかと私は思いますけど、診察のほうをですね、そこら辺のことをお聞かせいただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 多分そういう漏れがないように学校医さんと相談をして、この整形外科の項目を実際には内科医さんに診ていただくんですけれども、整形外科の項目というのをつけさせてもらい、もしも発症しておればすぐに治療に向かわなければなりませんので、チェックをするときにきちんと図が入っておりまして、保護者にお子さんを見ていただいてこういったことを確認してくださいと、9項目について図が示してあります。多分内科医さんの検診を受ける前に保護者の方が自分のお子さんの日常の様子を見ていただいて、少し気になるなということであればここにチェックをして、そして学校に届けていただけると。そして、内科医さんにその部分について検診していただき、もしも内科医さんの診察の状況で整形外科の診断が必要かもしれないというお子さんに関しては、先ほど言ったように御案内を保護者にさせていただくと、そういう運びにしております。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 笠松小学校の検診について、最近行われたということなんですけれども、実は今回、笠松小学校の学校医の伊藤内科の伊藤康先生のほうに、少し確認をさせていただきました。5年生を診察されたということだったんですけれども、実はその所要時間というのは昨年と変わりがなかったそうなんです。ですので、もしこれが本当にすごい時間がかかったりということがあればいいんですけれども、実際その時間が変わらないということは、ふだんの去年と変わりなく診察ができるということですので、やはりぜひここは全学年で実施すべきと私は考えるんですけれども、もう一度教育長の考えを下さい。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 所要時間がいつもと変わらなかったということですが、多分これは保護者から出ている保健調査票というのを見て内科医さんは検診に臨んでいただいていると思いますが、ここに保護者のチェックが入っていないと、そういう状況を見られたので時間的には

いつもと変わらなかったということだと思います。例えば松枝小学校で新たに内科医さんがかわってくださったんですが、非常に丁寧に診ていただきまして、例年より時間がかかって、これは丁寧に診ると大変だよねと、そういうお話をされたと伺っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） やはり内科医の先生によって変わってくるということはあるかと思うんですけども、この私の案は要望とさせていただきます。

それでは次に、私はこの病気の重要性を理解していただくことがとても大切だと思いますが、そのためには本人や家族に周知することが必要です。今現在、周知をしてみえるのかどうかをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 整形外科の項目が加わりましたよというような案内はさせていただき、これを見ていただいてそのことの周知をしているつもりでございますが、やはり今議員御指摘のとおり、具体的に脊柱側弯症の疑いがある子供たちが多くなったからぜひ気をつけてくださいというような、病名を伏してということではなくて、具体的に脊柱側弯症という病気の説明であったり、それからこれの予防などについて、今まで行っておりませんでしたので、改めて学校に御案内するようになりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

そうですね、これは児童・生徒、保護者向けに、恐らく保健だよりを発行されていると思うんですけども、やはりその季節、時期を考慮して、さまざまなけがや病気、またその予防方法や治療方法について、養護教諭や保健主事の視点から編集をしていただいて、学校保健や学校安全、メンタルヘルス等の分野について掲載し、側弯症についてもこの保健だよりにおいて触れて注意することは、そういったこともいいかと思います。また、例えば保健室とか廊下とか、学校に提示していただいて、その側弯症について特集されてみてはどうでしょうか。そういったことも考えられると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、先ほど教育長のほうから、笠松町には過去3年間で側弯症に該当する児童・生徒はいないと聞いて、すごく安心しました。しかし、専門医に診てもらったほうがよいと判断された児童・生徒が5名見えたということですけども、これは実際に専門医にもう一度そういった診ていただいたかの確認をされているかどうかをお聞かせいただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 一応、内科医さんの検診が終わったばかりでございますので。これからその5名の児童に関しては、これは全て児童でございましたが、児童の御家庭にはきちんと御案内をし、その下には医師のほうから御回答をいただくようにしてありますので、診断をしていただいた結果について、保護者を通して学校に届くようにしようという段階でございます。現在は案内を準備している段階でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

やはりアフターケアというのがすごく大切になるかと思っておりますので、これからも引き続きよろしくお願いたします。

私が今回脊柱側弯症のことを質問させていただきましたのは、側弯症で苦労されている方のニュースを見たからです。事例としても、比較的多くありません。しかし、思春期の児童・生徒が突発的にかかるこの側弯症について、事前に知識として知っていることで、いち早く保護者が気づくことができるのです。背中の中は、本人が気づくことは困難です。だからこそ、周りの大人たちが気づき、早期の手当てをすることが求められると思っております。

人が一生のうちに腰痛を経験する率は8割と言われております。私もそうですけれども、脊柱が正常な人でも大部分が、腰痛に悩む人が少なくありません。

また、中等度の変形は腰や背中の痛みなどだけでなく、見た目の問題にもつながります。精神的な問題も無視できないと思っております。体だけではなく心も大人に向けて発達していく思春期に多く発症する脊柱側弯症は、脊柱の変形を指摘されることや、場合によっては装具をつけて治療すること、これは本当に精神的にも大きな負担となる可能性があります。学校関係者だけでなく、周囲の皆さんに脊柱側弯症について知っていただき、サポート体制が充実することを希望いたします。私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

これをもって一般質問を終結いたします。

次に入ります。

日程第2 第34号議案から日程第10 第43号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第2、第34号議案から日程第10、第43号議案までの9議案を一括して議題といたします。

第34号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第36号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第37号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第38号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例については、笠松町には当面該当はないということですが、内容につきましては保育の基準の緩和に当たり、本来、三つ子の魂百までと言われますように、子育ての一番大もとになる保育の面積だとか、それから保育士の資格だとか、そういうことが緩和される内容になっておりますので、この条例に反対いたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行いたいと思います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

第39号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午前10時56分

